

山口県医療機能分化連携推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県医療機能分化連携推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について
医政発第0912第5号厚生労働省医政局長
（平成26年9月12日付 老 発第0912第1号厚生労働省老健局長通知）、別紙地域医療介護
保 発第0912第2号厚生労働省保険局長
総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、山口県地域医療構想の実現に向け、効率的で質の高い医療提供体制を構築していくため、既存病床の回復期病床への転換のための施設・設備整備費又は急性期機能の集約・強化のための施設・設備整備費を補助することにより、医療機能の分化・連携を推進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の事業とする。

(1) 回復期施設整備事業

既存病床から「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に規定する回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟として、地方厚生局に届け出る病棟の病床（以下「回復期病床」という。）に転換するために必要な施設整備事業

(2) 回復期設備整備事業

既存病床から回復期病床に転換するために必要な設備整備事業

(3) 急性期施設整備事業

圏域の課題解決に資する急性期機能の集約・強化に必要な施設整備事業

(4) 急性期設備整備事業

圏域の課題解決に資する急性期機能の集約・強化に必要な設備整備事業

(補助金の対象除外)

第4条 次に掲げる費用については、補助金交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金は、県予算の範囲内で交付するものとし、その交付額は次により算定するものとする。

ただし、各細事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/2を乗じて得た額を交付額とする。

なお、設備整備事業において、交付額が第4欄に定める下限額に満たない機器については、交付決定を行わないものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

- 2 前項の申請書は、正副2通とする。
- 3 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定めるものとする。
- 4 申請に当たっては、対象となる医療機関が所在する地域の地域医療構想調整会議の合意を得なければならない。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第2号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は、報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (2) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (3) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業実施による回復期機能への病床機能の変更については、事業実施以降の直近の年度の病床機能報告において報告しなければならない。
- (7) 急性期施設整備事業及び急性期設備整備事業については、急性期病床数を削減しなければならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第8条 規則第8条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 前項の申請書は、正副2通とする。

(実績報告)

第9条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、正副2通とする。

3 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求書は、別記第4号様式によるものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。なお、概算払により補助金の交付を受けようとする際の請求書は、別記第5号様式によるものとする。

(検査)

第12条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年12月14日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月15日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成29年5月12日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

2 山口県医学的リハビリテーション施設施設整備費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 下限額
回復期施設整備事業	(1)新築、増改築の場合 転換する回復期病床1床当たり 6,115千円 (2)改修の場合 転換する回復期病床1床当たり 4,270千円	回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟の建設や機能訓練室の整備等、回復期病床への転換に必要な施設の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	—
回復期設備整備事業	1施設当たり 11,000千円	リハビリのための治療機器や訓練機器など、回復期機能を強化するために必要な医療機器等の備品購入費	1品につき 33千円
急性期施設整備事業	1平方メートル当たり 273千円	急性期機能の集約・強化に必要な施設の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	—
急性期設備整備事業	(1)医療機器（(2)から(5)に掲げるものを除く。） 1か所当たり 256,300千円 (2)心臓病専用医療機器 1か所当たり 62,856千円 (3)脳卒中専用医療機器 1か所当たり 62,856千円 (4)小児救急専用医療機器 1か所当たり 62,856千円 (5)重症外傷専用医療機器 1か所当たり 62,856千円	手術室設備や検査室設備など、急性期機能の集約・強化に必要な医療機器等の備品購入費	1品につき 33千円